海部灘沿岸

海岸保全基本計画

平成 26 年 3 月

徳 島 県高 知 県

<u></u> 图 次

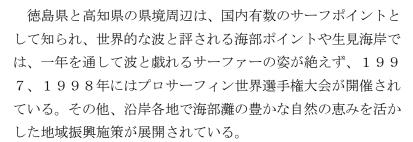
| 序論 海岸保全基本計画策定にあたって |
|---------------------------------------|
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 1. 海部灘沿岸の概要 |
| 2. 海部灘沿岸の区域 |
| 3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 |
| 4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念 |
| 第1編 海部灘沿岸海岸保全基本計画(徳島県域) |
| 分I欄 1時即幾10斤19斤个王圣平时四(心西尔·纳) |
| 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 |
| 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項1-1 |
| 1-1. 海岸の現況1-1 |
| 1-2. 海岸事業の経緯1-12 |
| 1-3. 現況課題1-13 |
| 2.海岸の防護に関する事項1-14 |
| 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項1-18 |
| 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項1-18 |
| 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針1-19 |
| 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 |
| 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象海岸)1-20 |
| 1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方1-20 |
| 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価1-28 |
| 2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要1-31 |
| |
| 第2編 海部攤沿岸海岸保全基本計画(高知県域) |
| 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 |
| 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項2-1 |
| 2. 海岸の防護に関する事項2-21 |
| 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項2-29 |
| 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項2-31 |
| 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針2-32 |
| |
| 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 |
| 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域2-33 |
| 2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等2-35 |
| 3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況2-35 |

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 海部灘沿岸の概要

海部灘沿岸は、徳島県の蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に面した沿岸である。沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩礁や急峻な海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の眺望は日本でも希有である。

蒲生田岬から日和佐、牟岐に至る間は直線状の断層海岸で、 千羽海崖は高さ 240mに達し、牟岐から南は八坂八浜、甲ノ浦 などのきめの細かな風景に変る。室戸岬では隆起による急峻な 岩石海岸が続き、アコウやリュウビンタイなどの亜熱帯性樹林 と、ウバメガシやトベラなどの海岸植物群落が南国らしい風景 を演出している。また、大浜海岸のアカウミガメの産卵地、牟 岐町大島及び海陽町竹ヶ島のサンゴの群集地など貴重な自然 環境が多く残されている。



一方、当沿岸は太平洋に直面しており、台風などによる高波 の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震 源とする地震による津波被害では沿岸各地で大きな被害を受 けている。

昭和南海地震からすでに 70 年近くが経過し、2014年1月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8~9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

2012年には発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されている。



大浜海岸



千羽海崖



生見海岸

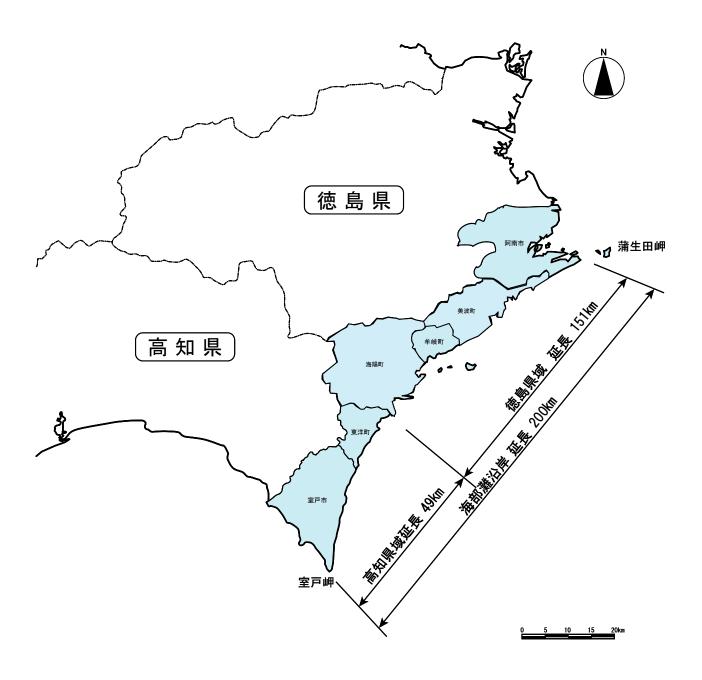


室戸岬

このように、海部灘沿岸は、豊かな自然環境の保全と当沿岸特有の海岸利用への配慮及び防災対策の強化が必要な地域である。

2. 海部灘沿岸の区域

海部灘沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県と高知県にまたがる2市4町である。



徳島県 : 阿南市、美波町、牟岐町、海陽町

高知県 : 室戸市、東洋町

3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 海部灘沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す事項を考慮し、徳島及び高知の両県で計画策定を行う。

<計画策定にあたっての考慮事項>

- ●同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全のあり方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。
- ●総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位にて海岸保全基本計画を策定することとしたが、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

<計画策定方針>

- ●「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- ●当計画においては、今後20年から30年以内に事業着手する海岸を対象とする。
- ●両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。

次頁に、海部灘沿岸に属する徳島県及び高知県独自の計画策定方針を示す。

<徳島県における計画策定方針>

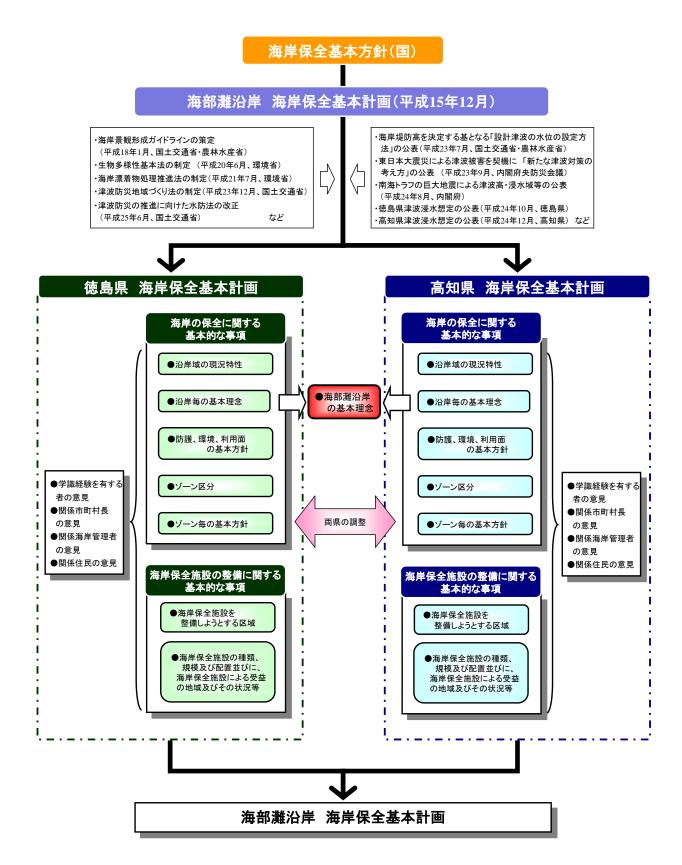
経て決定していくこととする。

- ●「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に 海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然 的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - ○海岸保全施設の整備に関する事項:『海岸保全区域』を対象
 - ○その他、海岸の管理に関する事項:『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- ●「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、 沿岸・地域(ゾーン)・各海岸(海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸)毎に、目 指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- ●「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした 海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸 毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくも のである。
- ●海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。 したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加え ない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。
- ※海岸事業: 高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、海岸環境整備事業、津波·高潮危機管理対策緊急事業
- ●抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討(調査・計画・設計)における整備の方向性を示すものとする。具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を
- 「基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。 なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

<高知県における計画策定方針>

- ●「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - ○海岸保全施設の整備に関する事項 →『海岸保全区域』を対象
 - ○その他、海岸の管理に関する事項 →『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- ●「本基本計画」の内容は、改正海岸法で定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、 沿岸・地域(ゾーン)・各海岸(海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸)毎に、めざ すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- ●海岸整備事業としては、主に、高潮(津波)対策、侵食対策、環境整備、局部改良などの事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。なお、優れた自然環境を有し、また、事業導入の必要性が極めて低いことから手を加えない海岸等については「整備対象海岸」の対象外とする。
- ●「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした 海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に 地元住民・関係市町村・県等が協力し、めざすべき方向に向け、できることから順次、取り組 みを推進していくものである。
- ●記載する施策等のうち、海岸管理者が直接対応することができないものについては、他の事業主体との調整を図ると共に地域住民との連携を図り、実現に努めることとする。
- ●「本基本計画」で整備対象海岸毎に定める整備計画(整備しようとする施設の規模、種類、 配置等)は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すもの である。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、 検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。
- ●「本基本計画」の計画期間は、今後概ね20年間とするが、自然的・社会的条件等の変化などにより、必要に応じて随時、見直しを図るものとする。

3-2. 海部灘沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

徳島県と高知県では、「 海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土 の海岸づくり 」を両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき 各県域での海岸保全を実施する。

海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、 安心して暮らせる郷土の海岸づくり

【 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

高潮や侵食に対する海岸保全施設の整備水準の向上、安全性の高い施設整備を行い、地域住民の日常の暮らしを守る。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図るとともに、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承 】

急峻な岩礁や海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群集地など稀少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代へ継承する。

【 海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上 】

サーフィンなど海部灘特有の海洋レクリエーションや、豊かな自然を活かした体験学習などの場、あるいは憩の場といった海岸利用の促進を図るとともに、こうした利用と漁業活動との調整や、アカウミガメの産卵地など貴重な自然環境の保全など海岸利用のルールづくり、マナー啓発などによって適正な利用を促進する。